

豊田市大学・高専応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号)に定めるもののほか、ふるさと納税を活用した豊田市大学・高専応援補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大学・高専 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学及び高等専門学校をいう。

(2) ふるさと納税 地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の12の2に規定する寄附金をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、豊田市(以下「本市」という。)と包括連携協定を締結している大学・高専が行う学生支援、地域貢献事業、キャンパスの魅力向上等を支援することで、教育の更なる質の向上や学びの環境改善等を促進し、もって地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の要件を全て満たす大学・高専とする。

(1) 本市と包括連携に関する協定を締結していること

(2) 豊田市税を滞納していないこと

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象とする事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 学生の学び支援

(2) スポーツ・文化活動

(3) 地域貢献事業

(4) キャンパスの魅力向上

(5) ふるさと納税の募集事業

(6) その他市長が適当と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業については、補助対象としない。

(1) 活動全体が豊田市外で実施される事業(豊田市民又は豊田市内のキャンパスで活動する学生の学びや体験を主目的とする事業を除く。)

(2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業

- (3) 暴力団関係者を利する事業
- (4) 法令及び公序良俗に反する事業
- (5) その他市長が適当でないとした事業
(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象とする経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の目的を達成するために必要な直接的な経費のうち、補助金の交付を受けようとする年度内に支払いが完了するものとする。ただし、次の各号に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 慶弔費
- (2) 交際費
- (3) 食糧費
- (4) 親睦費
- (5) 大学・高専の経常的な活動に要する経費(補助事業の実施に関わらず必要な職員・教員等の人件費・旅費、施設の光熱水費等の管理運営費等)、その他これに類する経費
- (6) その他市長が適当でないとした経費

2 補助事業を実施する会計年度における補助対象者の特定収入割合(消費税法(昭和63年法律第108号)第60条第4項に規定する資産の譲渡等の対価以外の収入の割合をいう。以下同じ。)が5パーセントを超えることが見込まれる場合に限り、補助対象経費に消費税及び地方消費税を含めることができるものとする。
(補助金額等)

第7条 補助金の交付は、予算の範囲内で、申請事業ごとに補助金額を決定するものとする。

- 2 補助率は、補助対象経費の10分の10以内とする。
- 3 補助金の額の決定に当たって、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 寄附の活用方法として補助対象者が指定されたもの(以下「指定寄附金」という。)に対する補助金の割合は、寄附者及び返礼品の有無に応じ、下表のとおりとする。ただし、指定寄附金の使途の明確化等の観点で市長が特に必要があると認めるときは、下表の割合を増額することができるものとする。

寄附者	返礼品のない寄附	返礼品のある寄附
個人	寄附額の10分の7	寄附額の10分の4
法人	寄附額の10分の9	該当なし

5 補助対象者ごとの補助上限額は、指定寄附金ごとに前項の率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、補助上限額のうち、市長が補助対象者に交付していない額(以下「未交付額」という。)がある場合には、補助対象者は翌々年度まで申請可能とし、市長は当該年度の補助

上限額に加えて交付することができるものとする。

6 市長は、前項の補助上限額の状況について、補助金補助上限額等通知書（様式第1号）により補助対象者に通知するものとする。

7 申請可能期間内に交付されなかった未交付額については、本市が実施する大学連携事業等に要する経費に充てるものとする。

（事前協議）

第8条 補助事業を実施して補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該補助事業を開始する前に補助金補助事業事前協議書（様式第2号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、法人による指定寄附金を財源とした補助金について、当該指定寄附金を受領した日の属する年度内に交付を受けようとする場合は、この限りでない。

2 前項の協議書には、申請額の根拠となる積算資料又は見積書の写しを添付しなければならない。

3 市長は、第1項の協議書を受理し、補助金の交付が適当な事業と認めるときは、補助金補助事業承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第9条 申請者は、事業完了後に補助金の交付を希望する場合は、申請額が確定した日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに、補助金交付申請書兼実績報告書（様式4号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、事業完了前に補助金の交付を希望する場合は、補助金交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第10条 市長は、前条各項の申請があった場合は、その内容を審査して補助金の交付の適否を決定し、交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）に通知する。

2 市長は、前条第2項の申請に対し、補助事業に該当する場合は、交付すべき補助額を決定して補助金交付決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知する。補助事業に該当しない場合は、補助金不交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、この補助金を受ける補助事業者がこの要綱の規定に違反した場合又は不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、交付決定を取り消すものとする。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助事業者に通知する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

(計画変更)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の内容を変更(廃止及び中止を含む。)しようとするときは、補助金計画変更承認申請書(様式第9号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、この限りでない。

(1) 執行科目の変更等、補助事業の目的の達成に影響のないもので、交付決定金額を上回らない変更であること。

(2) 補助対象経費のうち、第20条第1項に規定する財産管理台帳の作成対象となる内容に関する変更でないこと。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、変更内容を審査し、適切と認めるときは、第10条第2項の交付決定を変更することができる。
(変更決定通知)

第13条 市長は、前条第2項の変更を承認したときは、補助金変更決定通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。
(実績報告)

第14条 第10条第2項の交付決定を受けた補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業を完了(廃止及び中止を含む。)したときは、申請額が確定した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第15条 市長は、前条の報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助額を確定し、補助金確定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

2 市長が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払することができる。

3 補助事業者は、前項の概算払を必要とする場合は、補助金概算払申請書(様式13号)を市長に提出しなければならない。

4 補助事業者は、交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市に納付しなければならない。

(交付決定並びに額の確定及び交付)

第16条 市長は、第9条第1項の申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の適否を決定する。

2 市長は、補助事業に該当することを決定した場合は、交付すべき補助額を確定し、補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第14号)により補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。補助事業に該当しない場合は、補助金不交付決定通知書(様式第7号)

により申請者に通知する。

（特定収入割合の確定に伴う補助金の返還）

第17条 第6条第2項の規定に基づき消費税及び地方消費税を補助対象経費に含めた補助事業者は、特定収入割合の確定後、速やかに特定収入割合確定報告書（兼補助金返還額報告書）（様式第15号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告により特定収入割合が5パーセント以下であった場合は、補助事業者は補助金に係る消費税及び地方消費税を返還しなければならない。

（豊田市税の収納状況の確認）

第18条 市長は、補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、豊田市税の収納状況を確認することができる。

（帳簿等の備付け及び保管期間）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了（廃止及び中止を含む。）した日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（財産の管理及び処分）

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円（税込）以上の機械及び器具（以下「財産」という。）がある場合は、財産管理台帳を作成し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）に定められている耐用年数を経過するまで保管しておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の財産がある場合は、第9条第1項又は第14条の報告書と合わせて財産管理台帳の写しを提出しなければならない。

3 補助事業者は、当該財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

4 補助事業者は、省令に定める期間又はそれに準ずると認められる期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、当該財産をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

5 市長は、前項の財産の処分により収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（検査）

第21条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び財産等を検査することができる。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定により既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日後も、なおその効力を有する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様

豊田市大学・高専応援補助金補助上限額等通知書

豊田市大学・高専応援補助金交付要綱第7条第6項の規定により、補助金の補助上限額等を下記のとおり通知します。

年 月 日

豊田市長

印

記

1 補助上限額等の状況

現在の補助上限額	金	円	(③)
(うち今年度末失効額※)	金	円	(①-②)

	年度	補助上限額		交付済額	未交付額
		前年度未交付額	当該年度分		
内 訳	前々年度 (年度)	円	円	円	円 ①
	前年度 (年度)	円	円	円	円
	今年度 (年度)	円	円	円	円 ③

②

※前々年度の未交付額（①）に対し、前年度及び今年度の交付済額の合計（②）が満たない場合、その差額は今年度末に失効します。

2 そのほか

様式第2号（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

豊田市長 様

所 在 地
大 学 名
代 表 者 ・ 氏 名

年度 豊田市大学・高専応援補助金補助事業事前協議書

豊田市大学・高専応援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、
下記のとおり補助金の事前協議書を提出します。

記

1 事業名

添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号の2）
- (2) 収支予算書（様式第2号の3）
- (3) 申請額の根拠となる積算資料又は見積書の写し
- (4) その他参考となる書類

様式第2号の2（第8条関係）

事業計画書

大学・高専名	
年度	年度
事業名	

項目		内容
事業の区分		
実施期間		年 月 日 ~ 年 月 日
事業目的		
事業概要（※）		
事業内容 （計画）	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
事業実施による 豊田市への効果		
事業担当部署		部署名 : 担当者名 : 電話番号 : メール :

（※）ソフト事業のうち既存・継続案件の場合は、従前からの改善点等についても記入してください。

様式第2号の3（第8条関係）

収支予算書

大学・高専名	
年度	年度
事業名	

1 収入の部

単位：円

項目		金額	備考
豊田市 補助金	前々年度未交付額		千円未満切捨
	前年度未交付額		千円未満切捨
	今年度未交付額		千円未満切捨
大学・高専負担金			
その他（ ）			
合計			

2 支出の部

単位：円

科目	内容	金額		備考
		事業費 (税込)	うち補助金申請額 (※)	
全体事業費(税込)				円
補助金申請額(※)				円

(※) 特定収入割合が5%を超えることが見込まれる場合に限り、消費税を補助金申請額に含めることができます。

様式第3号（第8条関係）

豊 発 第 号

様

年度 豊田市大学・高専応援補助金補助事業承認通知書

年 月 日付けで提出のありました豊田市大学・高専応援補助金の事前協議書について、豊田市大学・高専応援補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

豊 田 市 長

印

記

- 1 事業名
- 2 承認の条件

様式第4号（第9条関係）

文 書 番 号
年 月 日

豊田市長 様

所 在 地
大 学 名
代 表 者 ・ 氏 名

年度 豊田市大学・高専応援補助金交付申請書兼実績報告書

補助事業を完了しましたので、豊田市補助金等交付規則第4条及び第10条の規定により、下記のとおり申請及び報告します。

記

1 事業名

2 交付申請額 金 円

3 補助金申請の同意・誓約事項

内容	同意・誓約欄 (☑チェックしてください。)
1 豊田市税を滞納していない。	<input type="checkbox"/>
2 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>

4 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第4号の2）
- (2) 収支決算書（様式第4号の3）
- (3) 申請額の根拠となる領収書等の写し
- (4) 活動の写真又は購入・設置した財産（機械・器具）の写真
- (5) 財産管理台帳（様式任意、写し）
※当該事業で取得した財産がある場合は提出してください。
- (6) その他参考となる書類

様式第4号の2（第9条関係）

事業報告書

大学・高専名	
年度	年度
事業名	

項目	内容	
事業の区分		
実施期間	年 月 日	～ 年 月 日
事業目的		
事業概要（※）		
事業内容 （実績）	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
事業実施の効果		
事業担当部署	部署名 : 担当者名 : 電話番号 : メール :	

（※）ソフト事業のうち既存・継続案件の場合は、従前からの改善点等についても記入してください。

（※）実施内容の詳細がわかる資料（活動写真、成果物等）を添付。

様式第4号の3（第9条関係）

収支決算書

大学・高専名	
年度	年度
事業名	

1 収入の部

単位：円

項目		金額	備考
豊田市 補助金	前々年度未交付額		千円未満切捨
	前年度未交付額		千円未満切捨
	今年度未交付額		千円未満切捨
大学・高専負担金			
その他（ ）			
合計			

2 支出の部

単位：円

科目	内容	金額		備考
		事業費 (税込)	うち補助金申請額 (※)	
全体事業費(税込)				円
補助金申請額(※)				円

(※) 特定収入割合が5%を超えることが見込まれる場合に限り、消費税を補助金申請額に含めることができます。

様式第5号（第9条関係）

文 書 番 号
年 月 日

豊田市長 様

所 在 地
大 学 名
代 表 者 ・ 氏 名

年度 豊田市大学・高専応援補助金交付申請書

豊田市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 交付申請額 金 円

3 補助金申請の同意・誓約事項

内容	同意・誓約欄 (☑チェックしてください。)
1 豊田市税を滞納していない。	<input type="checkbox"/>
2 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>

4 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第5号の2）
- (2) 収支予算書（様式第5号の3）
- (3) 申請額の根拠となる積算資料又は見積書の写し
- (4) その他参考となる書類

様式第5号の2（第9条関係）

事業計画書

大学・高専名	
年度	年度
事業名	

項目		内容
事業の区分		
実施期間		年 月 日 ~ 年 月 日
事業目的		
事業概要(※)		
事業内容 (計画)	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
事業実施による 豊田市への効果		
事業担当部署		部署名 : 担当者名 : 電話番号 : メール :

(※) ソフト事業のうち既存・継続案件の場合は、従前からの改善点等についても記入してください。

様式第5号の3（第9条関係）

収支予算書

大学・高専名	
年度	年度
事業名	

1 収入の部

単位：円

項目		金額	備考
豊田市 補助金	前々年度未交付額		千円未満切捨
	前年度未交付額		千円未満切捨
	今年度未交付額		千円未満切捨
大学・高専負担金			
その他（ ）			
合計			

2 支出の部

単位：円

科目	内容	金額		備考
		事業費 (税込)	うち補助金申請額 (※)	
全体事業費(税込)				円
補助金申請額(※)				円

(※) 特定収入割合が5%を超えることが見込まれる場合に限り、消費税を補助金申請額に含めることができます。

様

年度 豊田市大学・高専応援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました豊田市大学・高専
応援補助金について、豊田市補助金等交付規則第5条の規定により、
下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

年 月 日

豊田市長

Ⓜ

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 事業名
- 3 交付条件

様式第7号（ 第10条関係
第16条関係 ）

豊 発第 号

様

年度 豊田市大学・高専応援補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました豊田市大学・高専
応援補助金について、豊田市補助金等交付規則第5条の規定により、
下記のとおり不交付とすることを決定しましたので通知します。

年 月 日

豊田市長

印

記

- 1 事業名
- 2 不交付理由

様式第8号（第11条関係）

豊 発 第 号

様

年度 豊田市大学・高専応援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定しました豊田市大学・高専応援補助金について、豊田市補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

なお、返還金が生じる場合は別途通知します。

年 月 日

豊田市長

印

記

- 1 事業名
- 2 取消理由

文 書 番 号
年 月 日

豊田市長 様

所 在 地
大 学 名
代 表 者 ・ 氏 名

年度 豊田市大学・高専応援補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定を受けた豊田
市大学・高専応援補助金について、下記の理由により事業計画を変更
したいので、豊田市補助金等交付規則第8条の規定により申請しま
す。

記

1 事業名

2 変更後の申請額 金 円

3 変更の理由

4 変更の内容

5 添付書類

- (1) 変更事業計画書（様式第9号の2）
- (2) 変更収支予算書（様式第9号の3）
- (3) 変更に関する申請額の根拠となる積算資料又は見積書の写し
- (4) その他参考となる書類

様式第9号の2（第12条関係）

変更事業計画書

大学・高専名	
年度	年度
事業名	

項目	内容	
	変更前	変更後

様式第9号の3（第12条関係）

変更収支予算書

大学・高専名	
年度	年度
事業名	

1 収入の部

単位：円

項目		金額		備考
		変更前	変更後	
豊田市 補助金	前々年度未交付額			千円未満切捨
	前年度未交付額			千円未満切捨
	今年度未交付額			千円未満切捨
大学・高専負担金				
その他（ ）				
合計				

2 支出の部

単位：円

科目	変更前			変更後		
	内容	事業費 (税込)	うち補助金 申請額 (※)	内容	事業費 (税込)	うち補助金 申請額 (※)
全体事業費 (税込)		円			円	
補助金申請額 (※)		円			円	

(※) 特定収入割合が5%を超えることが見込まれる場合に限り、消費税を補助金申請額に含めることができます。

様式第10号（第13条関係）

豊 発 第 号

様

年度 豊田市大学・高専応援補助金変更決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定しました豊田市大学・高専応援補助金について、下記のとおり変更決定しましたので、豊田市補助金等交付規則第9条の規定により通知します。

年 月 日

豊 田 市 長

印

記

- 1 変更後の補助金額 金 円
- 2 事業名
- 3 交付条件

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

豊田市長 様

所 在 地
大 学 名
代 表 者 ・ 氏 名

年度 豊田市大学・高専応援補助金事業実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定を受けた補助
事業を完了しましたので、豊田市補助金等交付規則第 1 0 条の規定に
より、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第 1 1 号の 2 ）
- (2) 収支決算書（様式第 1 1 号の 3 ）
- (3) 申請額の根拠となる領収書等の写し
- (4) 活動の写真又は購入・設置した財産（機械・器具）の写真
- (5) 財産管理台帳（様式任意、写し）

※当該事業で取得した財産がある場合は提出してください。

- (6) その他参考となる書類

様式第 1 1 号の 2 (第 1 4 条関係)

事業報告書

大学・高専名	
年度	年度
事業名	

項目	内容	
	計画	実績
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
事業概要(※)		
事業内容	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
事業実施の成果		
事業担当部署	部署名 : 担当者名 : 電話番号 : メール :	

(※) 実施内容の詳細がわかる資料(活動写真、成果物等)を添付してください。

様式第 1 1 号の 3 (第 1 4 条関係)

収支決算書

大学・高専名	
年度	年度
事業名	

1 収入の部

単位：円

項目		金額	備考
豊田市 補助金	前々年度未交付額		千円未満切捨
	前年度未交付額		千円未満切捨
	今年度未交付額		千円未満切捨
大学・高専負担金			
その他 ()			
合計			

2 支出の部

単位：円

科目	内容	金額		備考
		事業費 (税込)	うち補助金申請額 (※)	
全体事業費(税込)				円
補助金申請額(※)				円

(※) 特定収入割合が5%を超えることが見込まれる場合に限り、消費税を補助金申請額に含めることができます。

様式第 1 2 号 (第 1 5 条関係)

豊 発 第 号

様

年度 豊田市大学・高専応援補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました豊田市大学・高専
応援補助金について、豊田市補助金等交付規則第 1 1 条の規定によ
り、下記のとおり額を確定しましたので通知します。

年 月 日

豊田市長

印

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 補助金確定額 | 金 | 円 |
| 2 | うち交付済額 | 金 | 円 |
| 3 | 事業名 | | |

様式第13号（第15条関係）

文 書 番 号
年 月 日

豊田市長 様

所 在 地
大 学 名
代 表 者 ・ 氏 名

年度 豊田市大学・高専応援補助金概算払申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定を受けた豊田市大学・高専応援補助金について、豊田市大学・高専応援補助金交付要綱第15条第3項の規定により、下記のとおり概算払を申請します。

年 月 日

豊田市長

Ⓜ

記

1 事業名

2 補助金額等

補助金交付決定額	金	円
補助金交付済額	金	円
概算払申請額	金	円

3 概算払を必要とする理由

	一部の事業実施に当たり、自己資金が足りないため（必要経費分のみ）
	自己資金がなく、事業実施することができないため（全額）
	その他（ ）

様式第14号（第16条関係）

豊 発 第 号

様

年度 豊田市大学・高専応援補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付で申請のありました豊田市大学・高専応援補助金について、豊田市補助金等交付規則第5条及び第11条の規定により、下記のとおり交付することを決定し、額を確定しましたので通知します。

年 月 日

豊田市長

Ⓜ

記

1 補助金確定額 金 円

2 事業名

文 書 番 号
年 月 日

豊田市長 様

所 在 地
大 学 名
代 表 者 ・ 氏 名

年度 豊田市大学・高専応援補助金に係る
特定収入割合確定報告書（兼補助金返還額報告書）

年 月 日付け豊 発第 号をもって額の確定の通知があつた 年度豊田市大学・高専応援補助金について、豊田市大学・高専応援補助金交付要綱第17条第1項の規定により、次のとおり確定した特定収入割合を報告します。

- 1 補助事業を実施する会計年度における補助事業者の特定収入割合
%
- 2 補助金の額の確定通知額
金 円
- 3 2のうち、消費税及び地方消費税の金額
金 円
- 4 補助金返還額
金 円
※特定収入割合が5%を超える場合は0円
※5%以下の場合は3の金額
- 5 添付書類
特定収入割合がわかる資料

注：補助対象経費に消費税及び地方消費税を含めた場合、特定収入割合の確定後速やかにこの書類を提出して下さい。